

私たち全建総連は

現場従事者の実態・意見を
行政・業界団体・消費者等に伝え、
建設労働者の処遇改善、
担い手確保・育成に取り組んでいます

2024年4月から働き方改革関連法が建設業に全面適用(時間外労働の上限規制等)されます。建設労働者の長時間労働の是正や週休2日制の推進、適切な賃金水準の確保などの雇用改善は喫緊の課題であり、これらに起因する他産業との人材獲得競争の激化や高齢化による深刻な担い手不足、他産業を大幅に上回る有効求人倍率の高止まりの解消も急務となっています。

建設労働者数の減少に歯止めがかからなければ、社会資本の維持管理・更新や災害復旧等を適切に行うことが困難となり、国民生活に甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。建設労働者の処遇改善に向けて、建設業共通の制度インフラである、建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用した取り組みの推進が極めて重要です。

全建総連では、魅力ある、そして持続可能な建設業に向けて、関連施策の実現を進めていくために、「建設労働者の雇用改善、担い手確保・育成に関する100万人国会請願署名」を、組織の力を結集して取り組んでいます。

請願署名への賛同、ご理解・ご協力を宜しくお願いいたします。

私たちの要望事項

- 1 建設労働者の雇用改善、能力開発の推進及び向上を図るとともに、高い水準の賃上げに向けた環境整備に努めること。
- 2 建築大工をはじめとした若年者等の入職・定着を促進し、建設業の担い手確保・育成を推進すること。
- 3 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及促進を図ること。

 全国建設労働組合総連合(全建総連)

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場2-7-15
TEL03-3200-6221

2023.10 (190000)

建設労働者の
処遇改善、
担い手確保、
育成は

一刻の
猶予も
ありません

持続可能な 建設業の 実現に向けた 100万人 国会請願署名 のお願い

私たち全建総連は、全国で62万人の建設業に従事する労働者・職人、一人親方等を組織している産業別労働組合です。建設業は、住まいや社会資本・インフラ等を担い、安心・安全な暮らしを支える上で欠かせない基幹産業です。しかし建設現場では、従事者の処遇改善の立ち遅れによって、建設労働者の減少・高齢化に歯止めがかかっていません。

建設労働者の処遇改善、担い手確保・育成に向けた、具体的な施策等の実施が必要です。

 全国建設労働組合総連合(全建総連)

建設労働者の現状 1

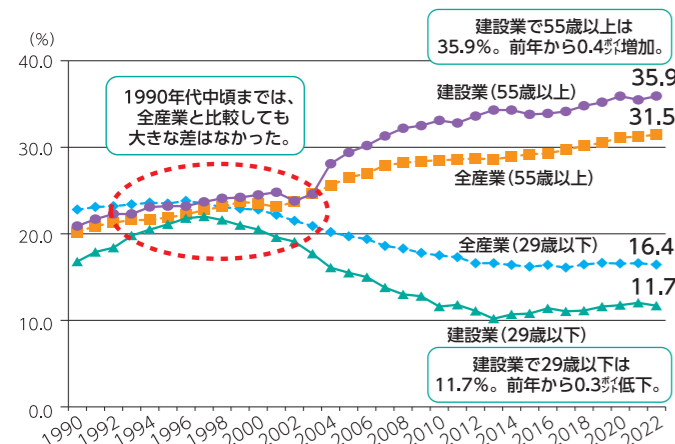
建設労働者の減少・高齢化が深刻な状況

建設業就業者（総務省：労働力調査）は、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行し、次世代への技術継承が課題となっています。

2020年の国勢調査（総務省統計局）の結果では、全国の建設技能者（建設・採掘従事者）は244万7000人で前回調査（2015年）から減少、19歳以下（10代）では各職種とも大幅な減少となり、10代の大工職は全国で2120人、豊職についてはわずか10人という衝撃的な結果となりました。建設技能者の処遇改善、担い手確保・育成はもはや一刻の猶予もない状況です。

高齢化が顕著な建設業

●建設業就業者は、55歳以上が36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行し、次世代への技術継承が課題。実数ベースでは、2022年平均の建設業就業者数のうち、55歳以上が172万人で前年比1万人増、29歳以下が56万人で前年比1万人減。



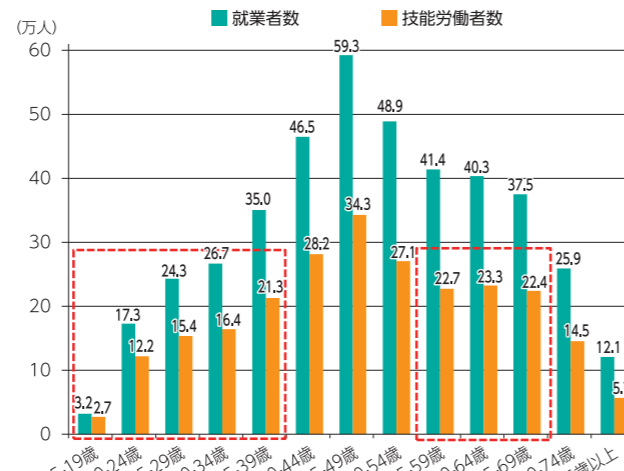
出所：総務省「労働力調査」

建設技能者数と増減率

職業分類	2010年	2015年	2020年
大類			
建設・採掘事業者	266.4	256.2	244.7
型枠大工	4.8	4.6	4.1
とび職	10.2	10.8	11.2
鉄筋作業従事者	3.4	3.3	2.9
大工	40.2	35.4	29.8
左官	9.0	7.4	6.0
配管	26.4	23.6	22.1
ブロック積み タイル張り従事者	3.1	2.8	2.5
土木従事者	51.6	51.5	45.7
その他の建設・土木従事者	54.6	59.9	64.8
小分類			
建設・採掘事業者		9.6%	8.1%

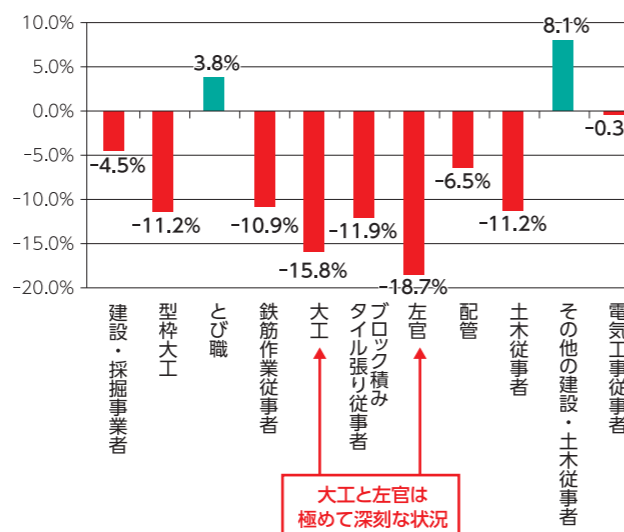
・単位は万人。パーセンテージは各調査の前回比。
出所：総務省「2020年国勢調査（抽出詳細集計）」

●技能労働者数では、15～40歳未満（25歳幅）の合計68万人より、55～70歳未満（15歳幅）の合計68.4万人の方が多。



出所：総務省「2020年国勢調査」
就業者数は「建設業」で、技能労働者数は「建設・採掘従事者数」。

《2015年比の職業小分類別（2.5万人以上対象）増減率》



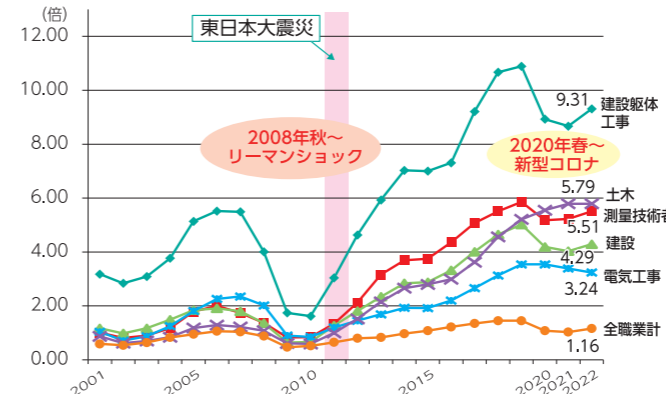
建設労働者の現状 2

低賃金、長時間労働、休日の少なさが入職を阻む大きな要因

建設業技能労働者の年収は451万円で上昇傾向にはありますが、全産業の水準には達していません。加えて建設業は、他産業と比較して長時間労働で完全週休2日制導入割合が低く、技能労働者の賃金支払いの形態は日給制が多い現状です。厳しい就労環境・不安定雇用が、若年者の入職・定着を阻む大きな要因となっています。担い手の確保・育成に向けて、賃金・単価の大幅な引き上げ、雇用安定のための法定福利費確保、長時間労働の是正、休日の確保（週休2日）が必要です。

高止まりする有効求人倍率

●建設業関連職種については、景気回復や震災復興需要により求人数は増加、求職者数は減少傾向にある。そのため有効求人倍率も上昇傾向にある。2020年に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で建設業においても減少傾向となったが、現在も全職業計と比較して高い水準となっている。

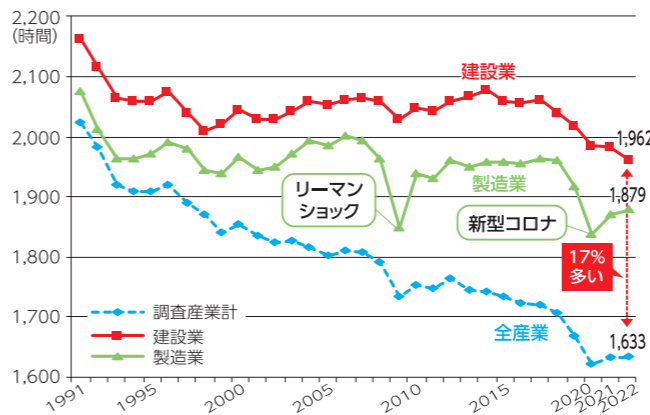


出所：厚生労働省「職業安定業務統計」職業別一般職業紹介状況【実数】（常用（パート含む）
（歴年計は毎年1月末公表）
注）建設業は、鉄筋、とび、型枠。建設は大工、左官、内装、配管、ブロック・タイル等。

建設業における労働環境の状況

《建設業労働者の労働時間の推移》

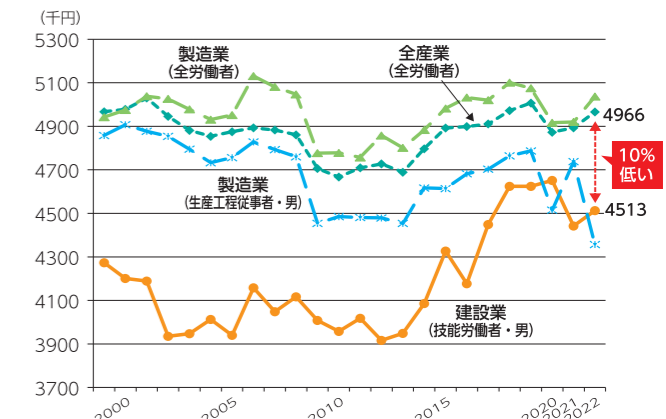
1997年からの週40時間労働制の全面適用を経て、1998年に2009時間となって以降上昇に転じた。2015年以降は減少傾向で2022年は1962時間と過去最低だが、全産業比では329時間（17%）多い。



出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（歴年計は毎年2月公表）
（注）事業所規模5人以上を対象
年間総実労働時間＝月平均総実労働時間×12か月

全産業平均に達していない賃金

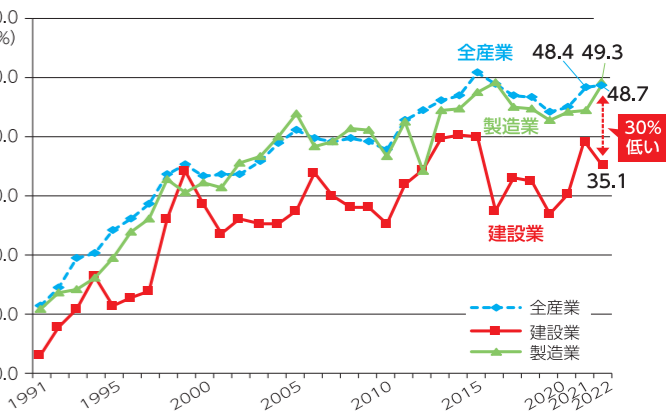
●建設業の技能労働者（男性）の賃金（年収）は、2000年代と比較して上昇しており、当時より全産業平均との差は縮小しているものの、現状においても全産業平均より10%低い状況にある。



出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（注）企業規模10人以上を対象
推定年収額＝きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他等
※2019年調査までは建設業(技能労働者)・製造業(生産工程従事者)ともに「生産労働者」の数字。2020年から「生産労働者」区分の発表がなくなったため、産業・職種分類から算出。（建設業・技能労働者＝生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者）

《完全週休2日制導入割合の推移》

完全週休2日制を導入している企業の割合は、建設業は2022年調査では35.1%とで全産業平均、製造業より約30%低い状況となっている。



出所：厚生労働省「就労条件総合調査」（企業規模30人以上、年末公表）
※企業規模6人以上の場合は、何らかの週休2日制は13%、完全週休2日制は11%となっている。
（厚生労働省建設・港湾対策室調べ）

こうした現状を打開し、能力評価に応じた賃金をめざすために 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及促進が必要です

建設労働者の処遇改善・担い手確保、技能者一人ひとりの職種経験・技能の適正な評価を目的に、建設業界が一致してCCUSの運用が開始され、技能者登録は120万人を超えています。国土交通省は「CCUSレベル別年収」を公表し、若い世代が建設業の技能者として入職し、技能・経験を重ねていけるよう、将来の処遇面でのキャリアパスを示すとともに、技能・経験に応じた賃金支払いについて目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有し、賃上げや適正価格での受発注の促進を目指すとしています。

建設業共通の制度インフラであるCCUSを軸とした、建設労働者の雇用改善、担い手確保・育成に向けた諸施策を確実に実施することが不可欠です。

全国(全分野)(年収) 本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない

レベル1 (下位-中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位-上位)
3,740,000円 - 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000円 - 8,770,000円

出所：国土交通省公表資料より抜粋 「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない

